

議案第60号

中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中札内村長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項の表村長の項、副村長の項及び教育長の項中「225」を「230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
（令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和6年12月に支給する期末手当に係る改正後の中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）第5条の規定の適用については、「100分の230」とあるのは「100分の235」とする。
- 3 この条例による改正前の中札内村長等の給与等に関する条例に基づいて、令和6年12月分として支給を受けた期末手当は、改正後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。